

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社 浅川組	和歌山県和歌山市 小松原通3－69	令和6年8月27日～ 令和6年10月26日 (2ヵ月)	別表第1第3号(過失による 粗雑工事)	株式会社浅川組を代表者とする特定建設工事共同企業体は、和歌山県発注の長井古座線(仮称八郎山トンネル)道路改良工事において、令和4年9月に和歌山県の検査を受け工事を完了した。 令和4年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明し、その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚したことから、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長から監督処分(営業停止40日間)を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。
株式会社 堀組	和歌山県田辺市南 新万1－2－106	令和6年8月27日～ 令和6年10月26日 (2ヵ月)	別表第1第3号(過失による 粗雑工事)	株式会社堀組を構成員とする特定建設工事共同企業体は、和歌山県発注の長井古座線(仮称八郎山トンネル)道路改良工事において、令和4年9月に和歌山県の検査を受け工事を完了した。 令和4年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明し、その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚したことから、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第2号に該当するとして、和歌山県知事から監督処分(営業停止40日間)を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。
株式会社 リ・コート	大阪府大阪市淀川 区西宮原2－5－46 －118	令和6年9月4日～ 令和6年11月3日 (2ヵ月)	別表第2第13号(建設業法 違反行為)	株式会社リ・コートは令和6年6月4日付けで建設業許可部局(大阪府)から以下の監督処分を受けた。 ①指示処分 主任技術者の配置に専任を要する枚方市内の民間発注工事において建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定に違反して工期の重複する高槻市内及び吹田市内の民間発注工事(大規模修繕工事)並びに吹田市内の民間発注工事(改修工事)に配置した主任技術者を、専任を要しない主任技術者として工事現場に配置した。 また、上記の枚方市内の工事において、請け負った建設工事をさらに請け負わせたのにもかかわらず、建設業法第24条の8第2項の規定に違反して発注者から直接その工事を請け負った特定建設業者に対し、再下請負の通知を行わなかった。さらに、同項の規定に違反して発注者から直接その工事を請け負った特定建設業者に対し、1次下請負人である当該建設業者が直接請け負わせてない3次請負人であった業者に直接請け負わせたとの内容の再下請負の通知を行った。 ②10日間の営業停止処分 高槻市内、枚方市内の民間発注工事において建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む業者と下請契約を締結した。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。